

救急・災害等の課題に対する研究会 開催要綱

1. 目的

平成 26 年 4 月から救急救命処置の範囲が拡大され、救急救命士が心肺機能停止前のショック状態の傷病者に対して輸液を行えるようになったところであるが、議論がなされた「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の報告書では、今後の処置範囲の拡大に関して一貫性のある評価方法を検討する必要があるのではないかといった意見が示されている。

また、近年、各地で発生している集中豪雨や御嶽山噴火等の自然災害を踏まえ、災害時のドクターヘリの活用方法等についても議論が必要ではないかとの意見もある。

このような意見に対して、これまで医政局として、救急に関する検討会を概ね 5 年サイクルで実施しているところではあるが、救急医療・災害医療に関する課題は山積しており、その課題を抽出し、必要に応じて研究の開始や検討会を開催するなど行い迅速に施策に反映するため、有識者による研究会を地域医療計画課が開催するものである。

2. 構成員

- (1) 救急・災害分野の有識者により構成する。
- (2) 構成員のうち 1 人を、座長として互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 救急救命処置の在り方など救命率の向上に資すること
- (2) 災害時のドクターヘリの運用に関すること
- (3) その他

4. 検討スケジュール

平成 27 年 3 月に 1 回開催する。次年度以降も年 1 回以上開催とする。

5. 運営等

- (1) 研究会は、原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (2) 会議の庶務は医政局地域医療計画課が行う。